

## 知立市物品の製造等に関する事務取扱要領

### 目次

#### 第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 用語の意義

#### 第2章 設計書の作成

第3条 設計書の作成

第4条 施行伺

#### 第3章 契約の締結

第5条 指名業者選定基準

第6条 指名業者選定調書の作成

第7条 入札者等の決定

第8条 指名等の通知

第9条 入札の辞退

第10条 予定価格調書

第11条 入札の執行

第12条 入札により契約ができないときの随意契約

第13条 契約の締結

#### 第4章 契約の履行

第14条 監督員の任命

第15条 監督の方法

第16条 削除

第17条 工程表

第18条 契約期間の延長（契約者の申出による場合）

第19条 契約期間の延長（契約者の申出によらない場合）

第20条 契約内容の変更

第21条 違約金

第22条 未履行部分相当額

第22条の2 再委託の届出

第23条 契約の解除

第24条 権利義務の譲渡等

第25条 名称変更等の届出

第26条 損害賠償

第5章 物品の製造等の検査

第27条 検査及び引渡し

第28条 検査結果の通知

第6章 契約代金の支払

第29条 部分払

第30条 精算払

第7章 雑則

第31条 様式

第32条 委任

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市が発注する物品の製造・販売、物品の買受及び印刷物の製造並びに役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の契約に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 備品・消耗品・生産品・材料品・動物をいう。
- (2) 役務の提供等 設計・測量・建設コンサルタント等委託業務以外の警備・清掃・保守管理等その他委託業務をいう。
- (3) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。
- (4) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。
- (5) 検査員 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。
- (6) 物品供用職員 知立市財産管理規則第32条に規定する者をいう。
- (7) 担当課長 物品の製造等を施行する各課等の長をいう。
- (8) 単価契約 発注する数量が予測しがたい場合に、予定数量を設定し、それに基づいて入札又は見積により単位当たりの契約金額を決定して契約するものをいう。

## 第2章 設計書の作成

(設計書の作成)

第3条 担当課長は、物品の製造等を施行しようとするときは、設計書を作成するものとする。

(施行伺)

第4条 担当課長は、設計書を作成したときは、施行についてその作成した設計書を添えて、知立市決裁規程（以下「決裁規程」という。）に基づき決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既に単価契約が締結されている物品購入（以下「単価契約物品購入」という。）又は役務の提供等（以下「単価契約役務」という。）にあつては、単価契約物品購入等施行伺いに契約金額や契約内容が明示された書

類を添えて、決裁規程に基づき決裁を受け、単価契約物品購入等発注書により発注するものとする。

### 第3章 契約の締結

(指名業者選定基準)

第5条 次の各号に掲げる事項を勘案して指名する業者の選定を行うものとする。

(1) 事業の実績

(2) 社会的、経済的信用度及び能力

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び前年度又は当該年度において同条第2項各号のいずれかに該当することになった者のうち情状が特に悪質と認められるもの及び贈賄等の不正行為のあった者は一定の期間指名する業者に選定しないものとする。

3 設計金額が50万円を超えない役務の提供等については、知立市小規模契約希望者登録名簿（その他委託（役務の提供））に登載されたものから選定するものとする。ただし、その他委託の内容等において、これによりがたいときは、知立市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載された者から選定できるものとする。

4 指名競争入札又は随意契約については、知立市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載された者から選定するものとする。

5 随意契約をする場合であって特別の理由がありやむを得ないときは、前項の規定によらず適切と認められる者を選定することができる。この場合にあつては、業者の選定について物品の製造等を施行しようとする課等の属する部等の長の決裁及び契約担当課長の合議を受けなければならない。

(指名業者選定調書の作成)

第6条 担当課長は、指名業者選定基準に基づき指名業者選定調書を作成するものとする。

2 前項の指名業者選定調書は原則として、次の表に掲げる基準に基づき作成するものとする。ただし、この基準表によりがたいときはこの限りではない。

#### 基 準 表

設計金額	業者数
------	-----

	50万円未満	2社以上
50万円以上～	100万円未満	4社以上
100万円以上～	500万円未満	5社以上
500万円以上～	1000万円未満	6社以上
1000万円以上～	5000万円未満	7社以上
5000万円以上～		10社以上

(入札者等の決定)

第7条 指名競争入札の入札者又は随意契約における見積者（以下「入札者等」という。）の決定は、担当課長の業者選定案に基づき知立市指名審査委員会（知立市指名審査委員会設置要綱による）で審議し決定する。

(指名等の通知)

第8条 指名競争入札の通知は、「指名競争入札について（通知）」により、随意契約の見積書徴収の通知は「見積書の徴収について（通知）」により、契約担当者が行うものとする。

(入札の辞退)

第9条 入札執行前に入札辞退者があったときは、入札参加者の追加指名は行わないものとする。この場合、当該辞退者から辞退届を徴するものとする。

(予定価格書)

第10条 予定価格決定者は、知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号。以下「契約規則」という。）第13条の規定に基づき、予定価格を決定し、私印を予定価格書の所要箇所に押印し、封かんするものとする。ただし、契約規則第26条ただし書の規定により設計金額を予定価格とみなすときは、予定価格書の作成を省略できるものとする。

2 契約担当者は、予定価格書の開札の時刻まで保管するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、知立市入札者心得書（以下「心得書」という。）に基づいて行うものとし、入札執行場所の見やすいところに心得書を掲示するものとする。

2 入札の経過は、入札執行調書により記録するものとする。

3 見積書の徴収においても、前項に準じて記録するものとする。

(入札により契約できないときの随意契約)

第12条 競争入札に付し入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付し落札者が

ないとき、又は落札者が契約を締結しないときで、随意契約する場合の契約方法及び見積書の徴収については、別に定めるところによる。

(契約の締結)

第13条 契約は、支出負担行為決議書により決議した後、次の各号に掲げる契約の種別に応じ当該各号に定める契約書又は請書により速やかに締結するものとする。ただし、1件10万円を超えない契約については省略することができる。

(1) 物品購入 物品購入契約書

(2) 単価契約 単価契約書

(3) 物品借入 賃貸借契約書

(4) その他委託 契約書

(5) 請書 請書

#### 第4章 契約の履行

(監督員の任命)

第14条 監督員は、物品の製造又は印刷物の製造にあつては、契約担当者が契約ごとに任命伺いにより任命するものとし、その他の契約にあつては、その種別、内容等を勘案し、必要に応じて同様に任命するものとする。

2 前項により監督員を任命したときは、監督員の氏名及びその他必要な事項を監督員通知書により、監督員を変更したときは、監督員変更通知書により、契約者へ通知するものとする。ただし、物品の製造又は印刷物の製造以外の契約にあつては、口頭で契約者へ通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、単価契約物品購入等にあつては、単価契約物品購入等施行伺いにより任命し、単価契約物品購入等発注書により契約者に通知するものとする。

(監督の方法)

第15条 監督員は、知立市工事等監督要領に基づき監督を行うものとする。

第16条 削除

(工程表)

第17条 工程表は、物品の製造又は印刷物の製造にあつては契約締結後5日以内に契約担当者に提出させるものとし、その他の契約にあつてはその種別、内容等を勘案し、必要に応じて同様に提出させるものとする。

2 前項によって提出された工程表は、その内容を審査し不相当と認めるときは、

契約者と調整を行うものとする。

(契約者の申出による契約期間の延長)

第18条 契約期間の延長の申出は、契約期間延長申出書により、契約担当者に提出させるものとする。

2 契約担当者は、申出を承認するときは、契約期間延長承認通知書により、契約者に通知するものとする。

(契約者の申出によらない契約期間の延長)

第19条 契約期間延長の必要があるときは、契約担当者は、契約期間延長協議書により契約者と協議し、契約者から承諾書を徴するものとする。

(契約内容の変更)

第20条 契約の内容を変更しようとするときは、支出負担行為決議書(契約金額の増減を伴わないものについては除く。)により決議し、変更契約書又は変更請書により変更契約を締結する。

(違約金)

第21条 第18条の規定による契約期間の延長が契約者の責によるものであるときは、契約担当者は、契約規則第34条の規定により違約金を納めさせなければならない。

(未履行部分相当額)

第22条 違約金徴収のときにおける未履行部分相当額とは、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額とする。

(再委託の届出)

第22条の2 契約者が委託された業務の主たる部分及び軽微な部分を除く一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、業務再委託承諾申出書(様式第30)に業務再委託先一覧(様式第31)を添えて、契約担当者に提出させるものとする。

2 前項の申出書の内容が適正であると認めるときは業務再委託承諾通知書(様式第32)により契約者に通知するものとする。

(契約の解除)

第23条 契約担当者は、契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書により契約者に通知するものとする。

2 契約解除に伴う清算は、出来形検査のうえ契約解除に伴う清算方法により清算

額を確定し、契約解除清算通知書により契約者に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第24条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、譲渡(承継)申出書により、契約担当者に提出させるものとする。

2 前項の申出を承諾するときは、譲渡(承継)承諾(否認)通知書により、契約者及び譲渡(継承)人に通知するものとする。

(名称変更等の届出)

第25条 契約者の名称若しくは組織又は住所の変更があった場合は、2週間以内に契約担当者に名称等変更届を提出させるものとする。

(損害賠償)

第26条 契約担当者は、契約の解除、その他の理由により、契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して市長に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第5章 物品の製造等の検査

(検査及び引渡し)

第27条 物品の製造等の検査は、契約規則第47条、第49条、第50条、第51条及び第52条の規定に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約物品購入等にあつては、単価契約物品購入等施行伺いにより任命し、完了検査後は検査結果を契約者へ口頭により通知するものとする。

3 契約担当者は契約者より物品の製造等が完了したときは、10日以内に契約者の立会いのもとに検査をし、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

(検査結果の通知)

第28条 契約担当者は、物品の製造等の請負契約について検査を行ったときは、その結果を書面により7日以内に契約者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約規則第50条第1項ただし書の規定により請求書の表面余白に必要事項を記載し、押印することをもって検査調書の作成にかえた場合は、検査結果を口頭により契約者に通知することができる。

## 第6章 契約代金の支払

(部分払)

第29条 部分払は、契約規則第55条の規定に基づいて行うものとする。



2 部分払における出来形検査の申出は、出来形検査申出書により契約担当者に提出させるものとする。

3 部分払の支払いは、部分払請求書と出来形検査調書の写しにより、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(精算払)

第30条 契約代金の支払は、請求書と物品等納入検査調書により、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 第7章 雑則

(様式)

第31条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。

(委任)

第32条 設計金額が10万円以下の物品の製造等を施行する場合は、知立市小額物品購入等事務取扱要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 様式一覧

様式第1	単価契約物品購入等施行伺い
様式第1の2	単価契約物品購入等発注書
様式第1の3	指名業者選定調書
様式第2	指名競争入札について（通知）
様式第3	見積書の徴収について（通知）
様式第4	予定価格書
様式第5	入札執行調書
様式第6	物品購入契約書
様式第7	単価契約書
様式第8	賃貸借契約書
様式第9	契約書
様式第10	請書
様式第11	監督員通知書
様式第12	監督員変更通知書
様式第13	削除
様式第14	工程表
様式第15	契約期間延長申出書
様式第16	契約期間延長承認通知書
様式第17	契約期間延長協議書
様式第18	承諾書
様式第19	変更契約書
様式第20	変更請書
様式第21	契約解除通知書
様式第22	契約解除清算通知書
様式第23	譲渡（承継）申出書
様式第24	譲渡（承継）承諾（否認）通知書
様式第25	名称等変更届
様式第26	出来形検査申出書
様式第27	部分払請求書
様式第28	出来形検査調書

様式第 2 9	物品等納入検査調書
様式第 3 0	業務再委託承認申出書
様式第 3 1	業務再委託先一覧
様式第 3 2	業務再委託承認通知書
様式第 3 3	請求書